

[トップページ](#) > [市政](#) > [市民の声・広聴](#) > [パブリックコメント（市民意見募集）](#) > [令和4年度（2022年度）パブリックコメント（募集終了案件など）](#) > [吹田市立総合福祉会館条例施行規則の一部改正骨子案に対する意見募集結果について](#)

吹田市立総合福祉会館条例施行規則の一部改正骨子案 に対する意見募集結果について

ページ番号1024096

更新日 2023年5月30日

この案件の意見募集は現在終了しています。

概要

案件名	吹田市立総合福祉会館条例施行規則の一部改正骨子案
意見募集期間	2022年11月1日（火曜日）～11月30日（水曜日） 必着
結果の公表時期	令和5年（2023年）2月頃
担当室・課	福祉部 総合福祉会館
問い合わせ先	電話：06-6339-1201 FAX：06-6339-1202

意見提出状況

上記期間中に市民の皆様のご意見を募集しました。貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。お寄せいただいたご意見と市の考え方を次の通り公表します。

提出された意見の集計

意見通数	3通
意見総数	5件

提出された意見と市の考え方

結果の公表日	2023年3月25日（土曜日）
--------	-----------------

[提出意見と市の考え方について（PDF 546.6 KB）](#)

[吹田市立総合福祉会館条例施行規則現行・改正案対照表（PDF 158.2 KB）](#)

意見募集の詳細

政策等の案の題名	吹田市立総合福祉会館条例施行規則
政策等の案の趣旨と概要	吹田市立総合福祉会館の貸室（以下「施設」といいます。）の使用許可申請手続の利便性向上のため、公共施設ウェブ予約システム（以下「システム」といいます。）を導入するに当たり、施設の使用許可申請におけるシステムの役割、システムによる手続を行うべき期間等

について定めることで、システムを効果的に運用し、利用者サービスの向上を図るものです。

また、本規則は、施設の使用許可申請に当たり、システムによる手続きを行うべき期間等について定めるものです。

意見募集案

[吹田市立総合福祉会館条例施行規則一部改正骨子案 \(PDF 265.1 KB\)](#) □

関連資料

[吹田市立総合福祉会館条例施行規則（現行） \(PDF 178.6 KB\)](#) □

このページに関するお問い合わせ

福祉部 総合福祉会館

〒564-0072 大阪府吹田市出口町19番2号

電話番号：06-6339-1201 ファクス番号：06-6339-1202

[お問い合わせは専用フォームをご利用ください。](#)